

**東京都行政書士会立川支部**

事務所：武蔵村山市大南2-66-9

電話・FAX：042-564-8210

発行人：西村 公一

編集委員：笹本 賢治

発行日：令和 3年 3月31日

支部長挨拶

立川支部長 西村 公一

平素は、立川支部の活動にご理解、ご協力賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症により去年の定時総会は、出席役員の人数も減らし縮小しての開催となりました。当時は、1年後は正常に戻っていると考えておりましたが、いまだ事態は収束しておらず、まだまだ、コロナ対策に頭を悩ませなくてはなりません。

1月には会員の皆様の顔合わせの場となればと支部会員のみの研修会を検討していましたが、緊急事態宣言もあり延期とさせていただきました。役員会もオンラインアプリのZOOMを使用して行っており、実際に会員同士、役員同士が直接顔を合わせる機会が減ってしまいました。

会員へ報告できると思っていました東大和市との「災害時における被災者支援に関する協定」については、内容はほぼ確定し、締結式を予定していましたが、緊急事態宣の状況もあり保留となっております。

新型コロナをきっかけに社会は変化しています。

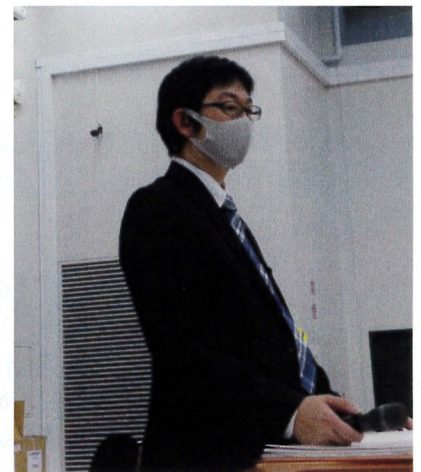
行政手続きもオンライン申請によるものが増えてきています。「持続化給付金」や先日中小企業庁から要請のあった「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」もオンライン申請です。行政書士としてもオンライン申請、デジタル化への対応をしていかなければなりません。日行連や東京会でも取り組んでいるところですが、支部としてもしっかりと連携して対応していかなければなりません。

時代が変化して紙の書類がデジタルとなっても、多くの手続きが無くなることはないでしょう。行政書士も変化に対応し役割を担っていかなければなりません。

また、デジタル化が進んでも依頼者とは、これまでと変わらず人対人として身近な法律家としてかかわっていくことが大事だと思います。

会員の皆様には、これまで積極的に支部活動に参加してくださいとお願いしてきましたが、参加していただく事業ができていないことは、本当に申し訳なく思います。

今後工夫をしながらできることから行っていきますので、その時は支部活動への参加よろしくお願ひします。



今回の支部報は、新型コロナウイルスによる影響のため、通常の半分のページ数となってしまったことを心からお詫び申し上げます。
(文責 広報部 笹本賢治)

TOPICS

『事業再構築補助金』について (予算額1兆1485億円)

折戸 美紀子 先生

コロナ感染拡大はわれわれ行政書士業務にも大きな影響を与えています。今後はオンライン申請の加速が予想されます。行政書士として生き残るために環境の変化に応じた事務所運営が求められています。

コロナ禍により人とモノの動きが停滞し、経済が大きな打撃を受けるなか、事業継続が厳しくなっている事業者も少なくありません。一方で、これまで経営してきた事業とは異なる分野に挑戦する事業者や既存事業をベースに事業転換をするなど新たな利益確保に舵を切る事業者が増えています。そうした事業者を対象に、必要な資金の一部を国が補助する「事業再構築補助金」がまもなく始まります。

【具体例】

- ヨガ教室**／室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。
- 居酒屋経営**／オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

【申請要件(全て満たす必要があります)】

- ①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成

→ 結論として、

①直近の売上が下がっており②事業再構築に取り組む③認定支援機関と事業計画を作成し、今後利益を上げることが見込まれる企業が対象です。

【補助額】

中小企業 100万円～6,000万円 補助率2/3

【補助金の用途例】

・建物改修費用・設備費・システム購入・外注費(加工や設計など)・従業員の研修費(教育訓練費など)・技術導入(知的財産権導入に係る経費など)・広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展など)等

【重要】

- ・補助金は、原則「後払い」。元手がない事業者は金融機関からの融資が必要。
- ・事業内容に、革新、画期な要素が必要。

注意

※2021年3月20日時点の情報をもとに記載しております。
最新情報は、経済産業省のホームページにて確認ください。

TOPICS

新入会員紹介・会員の異動

氏名	事務所所在地 事務所名称	異動内容	年月日
西志村 昌紀	-	新宿支部へ異動	令和2年 12月15日
長谷川 有	〒186-0002 国立市東1-4-20EAST1国立301号 TEL042-571-7890	事務所変更	令和2年 12月15日
大石 豊司	〒186-0004 国立市中1丁目10番地33 TOP ONE国立ビル TOP ONE行政書士事務所	事務所・事務所名変更	令和2年 12月28日
今井 幸大	〒186-0004 国立市中1丁目10番地33 TOP ONE国立ビル TOP ONE行政書士事務所	事務所・事務所名変更	令和2年 12月28日

「国立市特定空家等認定基準」答申について

空き家対策委員会

「国立市空家等対策審議会から国立市特定空家等認定基準（案）の答申が行われました」

国立市長が国立市空家等対策審議会に諮問していた、国立市特定空家等認定基準（案）について、令和3年2月26日（金）、同審議会から国立市長に対して答申が行われました。

国立市空家等対策審議会は、空家等に関する施策について必要な事項を市長の諮問に応じ、調査・審議する機関です。また、同審議会は学識経験者をはじめとする10名の委員で構成され、立川支部の山本浩行先生が「法務に関する専門的知識を有するもの」の立場で委員として参画しています。

国立市特定空家等認定基準（案）は、過去3回の空家等対策審議会を経て、今回の答申に至ったものです。詳しくは国立市のHPに掲載されていますので、興味のある方はそちらをご覧ください。

（「国立市空家等対策審議会」で検索）



information

令和3年度東京都行政書士会立川支部定時総会、東京行政書士政治連盟立川支部定時大会を下記のとおり開催いたします。開催の詳細については別途ご案内を申し上げます。支部会員の皆様には是非ご出席いただけますようお願い申し上げます。

是非ご参加をお願いしたいのですが、新型コロナウイルス感染拡大に対して政府よりイベント開催の必要性再検討が求められていることもあり、出席についてはご自身の判断でお願いいたします。

日 時 令和 3年 4月23日(金) 13時30分 (受付:13時00分より)

会 場 たましんRISURUホールサブホール(B1F) 立川市錦町3-3-20

- ・自宅を出る前に、各自で体温測定を行い、普段よりも高い熱があった場合は参加を控えてください。
- ・コロナ感染症予防の為、入室時に体温測定と手指消毒をお願いします。
- ・会場内ではマスク着用の上、一定の距離を確保します。

注意

支部報ペーパーレス化希望の方へお知らせ

この支部報について、様々な事情から紙媒体での配布を望まないという方がおられましたら、広報部へ申し出てください。申し出先は、下記の行政書士笹本賢治事務所となっております。

TEL:090-4002-3310

e-mail:syoshi.sasamoto@gmail.com

編集後記

この号の編集をしている間に春になってしまいました。もう新型コロナウイルスの影響が1年以上、令和2年度のすべてといってもいい期間を費やされてしまいました。町に行く人たちが全員マスクをつけているという景色ははまだ変わりません。立川支部では、次年度こそ多くの研修会・イベント・行事を開催していきたいと考えています。その時には会員の皆様にもどんどん参加していただき、これまでの停滞感を吹き飛ばすような活気を取り戻していきたいですね。今回も減ページということになってしまいましたが、次年度はもっともっと充実した内容にしていきたいです。(笹本)